

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会

第 3 回 会 議 資 料

日時：平成 1 5 年 2 月 2 6 日（水）午前 1 0 時 0 0 分

場所：山梨県自治会館 2 階 大会議室

（甲府市蓬沢 1 - 1 5 - 3 5）

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
第 3 回 会 議 次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議

(1) 報告

報告第 1 号 合併協議会専門部会規程の一部改正について

報告第 2 号 先進地の視察研修の結果について

報告第 3 号 将来構想に関する調査研究の結果について

(2) 議事

議案第 1 号 合併協議会小委員会規程の制定について

(3) 協議

協議第 1 号 協定項目第 2 号：合併の目標期日について

協議第 2 号 協定項目第 3 号：新市の名称について

協議第 3 号 協定項目第 4 号：新市の事務所の位置について

協議第 4 号 協定項目第 10 号：地域審議会の取扱いについて

協議第 5 号 新市建設計画の策定について

(4) 提案

提案第 1 号 第 4 回会議において協議する合併協定項目について

協定項目第 6 号：町名・字名の取扱い

協定項目第 7 号：慣行の取扱い

協定項目第 8 号：事務組織及び機構の取扱い

協定項目第 9 号：条例・規則の取扱い

(5) その他

4 閉会

報 告 目 次

報告第 1 号	合併協議会専門部会規程の一部改正について.....	1
報告第 2 号	先進地の視察研修の結果について.....	5
報告第 3 号	将来構想に関する調査研究の結果について.....	6

議 案 目 次

議案第 1 号	合併協議会小委員会規程の制定について.....	7
---------	-------------------------	---

協 議 目 次

協議第 1 号	協定項目第 2 号：合併の目標期日について.....	1 0
協議第 2 号	協定項目第 3 号：新市の名称について.....	1 1
協議第 3 号	協定項目第 4 号：新市の事務所の位置について.....	1 2
協議第 4 号	協定項目第 1 0 号：地域審議会の取扱いについて.....	1 3
協議第 5 号	新市建設計画の策定について.....	1 4

提 案 目 次

提案第 1 号	第 4 回会議において協議する合併協定項目について.....	1 9
	協定項目第 6 号：町名・字名の取扱い	
	協定項目第 7 号：慣行の取扱い	
	協定項目第 8 号：事務組織及び機構の取扱い	
	協定項目第 9 号：条例・規則の取扱い	

附 属 資 料

合併協定書に掲載する協議項目（案）と協議結果.....	2 0
甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会の委員名簿.....	2 2
行政制度等の調整方針調書.....	別冊

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
専門部会規程の一部改正について

専門部会規程の一部改正について、次のとおり報告する。

1 改正の概要

専門部会の組織は、総務部会、民生部会、産業部会、教育部会の 4 部会としているが、行政制度等の調整方針案の作成や実際に調整事務を行う際は、事務処理の流れが 4 市町村の組織に沿うようにすることが望ましいため、甲府市の部局を基準とした専門部会の組織に改正する。

2 規程改正の内容

第 3 条第 1 項中の「別表」を別紙のとおり改める

第 3 条第 2 項中の「職員」を「部長、次長、課長、その他必要な職員」に改める。

第 4 条第 1 項中の「副部会長若干名」を「副部会長 1 人」に改める。

3 改正規程の施行期日

平成 1 4 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

平成 1 5 年 2 月 2 6 日報告

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
会 長（甲府市長） 宮 島 雅 展

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会専門部会規程

(平成14年10月8日規程第2号)

改正 平成14年12月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第3項の規定に基づき、甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の幹事会の幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会名は、別表に掲げるとおりとする。

2 専門部会の委員は、別表に掲げる部署に所属する部長、次長、課長、その他必要な職員をもって充てる。

3 専門部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会にそれぞれ部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、各専門部会委員の互選とする。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求めることができる。

(会議録の調製)

第 6 条 部会長は、会議経過等必要な事項を記載した会議録を調製する。

(報告)

第 7 条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 専門部会の庶務は、部会長の属する市、町又は村の担当部門において処理する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	甲 府 市	中 道 町	芦 川 村	上九一色村
企画部会	企画部 広域組合事務局	企画課 総務課	企画課 総務課	企画財政課 総務課
財務部会	財務部 会計室	総務課、税務課 出納室	総務課 議会事務局	企画財政課 総務課
総務部会	総務部	総務課	総務課 企画課	総務課 企画財政課
地域部会	地域振興部 甲府消防本部	総務課	総務課	総務課 議会事務局
住民部会	市民部	町民課、総務課 福祉保健課 税務課、企画課 教委事務局	住民課 総務課 教委事務局	住民課 総務課 産業観光課 教委事務局
福祉部会	福祉部 病院事務局	福祉保健課 町民課、税務課	住民課	住民課
環境部会	環境部	町民課	環境観光課 住民課	地域整備課 住民課
産業部会	産業振興労政部	産業振興課 企画課	環境観光課 振興課、企画課	産業観光課
建設部会	建設部	建設課 産業振興課	振興課	地域整備課 産業観光課
都市部会	都市整備部	企画課 建設課	振興課 企画課	地域整備課
水道部会	水道局 福祉部	建設課	環境観光課	地域整備課
下水道部会	下水道部	建設課	環境観光課	地域整備課
議会部会	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局
教育部会	教委事務局	教委事務局	教委事務局	教委事務局
選管部会	選管事務局	選管事務局	選管事務局	選管事務局
監査部会	監査事務局	監査事務局	監査事務局	監査事務局
農委部会	農委事務局	農委事務局	農委事務局	農委事務局

（注）広域組合事務局とは甲府地区広域行政事務組合事務局を、甲府消防本部とは甲府地区広域行政事務組合消防本部を、病院事務局とは市立甲府病院事務局を、教委事務局とは教育委員会事務局を、選管事務局とは選挙管理委員会事務局を、監査事務局とは監査委員事務局を、農委事務局とは農業委員会事務局をいう。

先進地の視察研修の結果について

先進地の視察研修を実施した結果について、次のとおり報告する。

1 日程、視察場所、参加人数等

日程：平成 15 年 2 月 17 日(月)～18 日(火)

場所：新発田市・豊浦町合併協議会

人数：合併協議会委員 26 人、事務局職員等 9 人、合計 35 人

2 視察研修の結果

新発田市・豊浦町合併協議会においては、合併の方式を新発田市への編入合併としながら、行政制度等の調整や新市建設計画の協議も終了し、合併協定書の調印は平成 14 年 11 月 6 日に行い、合併の期日を平成 15 年 7 月 7 日としている。

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会において、4 市町村が合併をすることを想定しながら、各種行政制度等の調整及び新市建設計画の策定を行うため、今回の視察研修は、その先進事例として、今後の協議の進め方等に参考となるものであった。

平成 15 年 2 月 26 日報告

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
会 長（甲府市長） 宮 島 雅 展

将来構想に関する調査研究の結果について

1 調査研究の目的

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村の合併を想定して、4市町村の地域の現況、地域の特性、地域の一体的な整備の必要性、地域の課題及び問題点、地域の進むべき基本的な理念と方針等について、調査研究を行い、その結果を参考にしながら、新市の将来構想や新市建設計画の原案を作成し、合併協議会に提案することを目的とする。

2 調査研究の体制

4市町村職員(8人)、合併協議会事務局職員(2人)、山梨県市町村課職員(2人)
山梨県地域振興局職員(3人)、学識経験者(1人)、山梨総合研究所職員(2人)

3 研究会の開催状況

第1回研究会	6月10日	調査研究会の設置
第2回研究会	6月25日	行財政等の現況調査の実施方法等
第3回研究会	7月23日	研究会の進め方
第4回研究会	8月5日	財政データの確認
第5回研究会	9月3日	地域の現況と特性の把握
第6回研究会	10月15日	地域の一体的整備の必要性、地域の課題及び問題
第7回研究会	11月15日	地域の進むべき基本的な理念と方向性
第8回研究会	12月10日	まとめ

4 調査研究の結果

調査研究の結果については、付属資料「甲府市・中道町・芦川村・上九一色村の将来構想に関する調査研究報告書」のとおりです。

平成15年2月26日報告

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
会長(甲府市長) 宮島雅展

議案第 1 号

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
小委員会規程の制定について

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会小委員会規程を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 2 月 2 6 日提出

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
会 長（甲府市長） 宮 島 雅 展

提案理由

合併協定項目や新市建設計画について、専門的かつ重点的に協議を行う必要性が生じることが想定されるため、合併協議会に小委員会を置くものとし、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため、甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会規約第 1 1 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会小委員会規程

(平成 15 年 2 月 26 日規程第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会規約第 11 条第 2 項の規定に基づき、甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会(以下「小委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の名称及び所管)

第 2 条 小委員会の名称及び所管は、別表に掲げるとおりとする。

(所掌事務)

第 3 条 小委員会は、協議会から付託された所管分野における事項について、調査又は審議を行うものとする。

(組織)

第 4 条 小委員会は、協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 小委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求めることができる。

(会議の運営)

第 7 条 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 前項に定めるもののほか、会議の運営については、甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会会議運営規程の例によるものとする。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

(報酬)

第9条 第6条第3項の規定により、関係者が会議に出席したときは、報酬として日額8,200円を支給する。ただし、地方公共団体の常勤の特別職及び一般職の職員については、これを支給しない。

(庶務)

第10条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成15年2月26日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	所 管
総務委員会	企画部会、財務部会、総務部会、地域部会、議会部会、選管部会及び監査部会の所管に属する事項
民生委員会	住民部会、福祉部会及び環境部会の所管に属する事項
産業委員会	産業部会、建設部会、都市部会、水道部会、下水道部会及び農委部会の所管に属する事項
教育委員会	教育部会の所管に属する事項

協議第1号

合併の目標期日について

平成14年12月4日に開催した第2回会議において提案した合併協定項目について、協議をお願いします。

1 協議項目

協定項目第2号：合併の目標期日

2 参考資料

付属資料「行政制度等の調整方針調書」の総括1～2ページを参照してください。

平成15年2月26日提案

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
会 長（甲府市長） 宮 島 雅 展

協議第2号

新市の名称について

平成14年12月4日に開催した第2回会議において提案した合併協定項目について、協議をお願いします。

1 協議項目

協定項目第3号：新市の名称

2 参考資料

付属資料「行政制度等の調整方針調書」の総括3ページを参照してください。

平成15年2月26日提案

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
会 長（甲府市長） 宮 島 雅 展

協議第3号

新市の事務所の位置について

平成14年12月4日に開催した第2回会議において提案した合併協定項目について、協議をお願いします。

1 協議項目

協定項目第4号：新市の事務所の位置

2 参考資料

付属資料「行政制度等の調整方針調書」の総括4ページを参照してください。

平成15年2月26日提案

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
会 長（甲府市長） 宮 島 雅 展

協議第4号

地域審議会の取扱いについて

平成14年12月4日に開催した第2回会議において提案した合併協定項目について、協議をお願いします。

1 協議項目

協定項目第10号：地域審議会の取扱い

2 参考資料

付属資料「行政制度等の調整方針調書」の総括5ページを参照してください。

平成15年2月26日提案

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
会 長（甲府市長） 宮 島 雅 展

新市建設計画の策定について

市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に、市町村建設計画（以下「新市建設計画」という。）を作成するため、次の事項について協議をお願いします。

- 1 新市建設計画の策定指針（案）
- 2 新市建設計画策定に係る検討の進め方

平成15年2月26日提案

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
会 長（甲府市長） 宮 島 雅 展

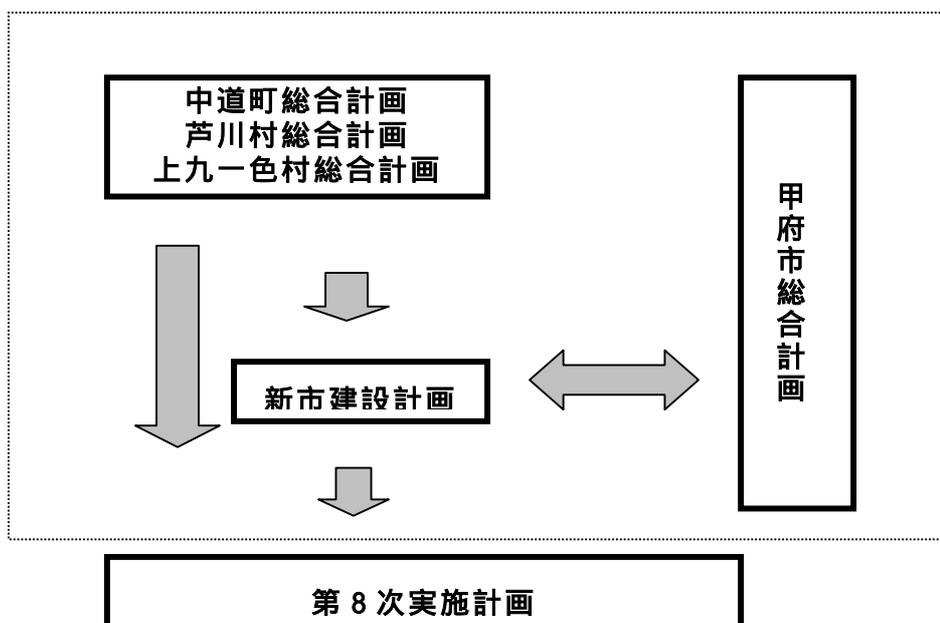
新市建設計画の策定指針（案）

市町村合併の特例に関する法律（以下、「合併特例法」という。）第五条に規定する市町村建設計画（以下、「新市建設計画」という。）を策定するにあたっては、概ね次の事項を踏まえるものとする。

1 新市建設計画の位置付けについて

- (1) 新市建設計画は、合併対象四市町村の合併後における一体的なまちづくりを促進し、住民サービスの一層の向上を図る観点から策定されるものであり、その内容は各市町村の総合計画との整合性を確保したものであること。
- (2) こうした観点から、新市建設計画に盛り込む施策・事業については、総合計画に位置付けられた事業等のみに限定されることなく、円滑な合併推進に資する新たな事業等についても対象とすること。
- (3) なお、合併後における関連事業の体系化及び具体化については、上記の考え方を基本に、合併期日が属する年度を初年度とする新甲府市総合計画¹第 8 次実施計画²へ反映すること。

図．新市建設計画と総合計画の関係整理



¹ 計画期間 平成 9 年度から平成 18 年度までの 10 年間

² 計画期間 平成 16 年度から平成 18 年度までの 3 年間

2 新市建設計画の全体構成について

合併特例法第五条第一項の各号に規定する次の事項から構成すること。

- (1) 合併市町村の建設の基本方針
- (2) 合併市町村建設の根幹となるべき事業に関する事項
- (3) 公共的施設の総合的整備に関する事項
- (4) 合併市町村の財政計画

3 新市建設計画の計画期間について

新市建設計画の主要な事業に係る財源、その他合併特例法に規定する特例的措置が適用される期間を勘案し、新市建設計画の計画期間を10年間とすること。

4 新市建設計画に盛り込む主要項目の検討指針について

(1) 合併市町村の建設の基本方針

合併市町村の概況・地域特性、合併の経緯・背景・必要性・効果等、新市建設計画策定の目的、新市建設計画の基本的視点など、まちづくりの理念となる基本方針を中心に検討を加えること。

(2) 合併市町村建設の根幹となるべき事業に関する事項

事業体系、事業の概要、実施方針、概算事業費（前期5年間、後期5年間）など、後年度における事業の具体化及び実現化が円滑に図られるよう配慮すること。

(3) 公共的施設の総合的整備に関する事項

合併に関連する公共施設の整備・配置等の検討にあたっては、地域の実情や財政事情などを総合的に勘案する中で、特に関係住民の生活に支障を来たすことの無いよう十分に配慮すること。

(4) 合併市町村の財政計画

財政計画は、合併後の健全な財政運営を基本としながら、国の地方財政措置、景気動向、行政制度等の調整方針、前記(2)の事業、上記(3)の検討結果、合併関係市町村の総合計画等を総合的に勘案する中で、合併後10年間（前期5年間、後期5年間）について作成すること。

新市建設計画策定に係る検討の進め方

新市建設計画の検討に際しては、合併方式及び合併期日等を踏まえる中で、概ね次により検討を進めるものとする。

平成15年2月

第二回企画部会（2月12日）

- ・ 新市建設計画の策定指針について
- ・ 新市建設計画の策定に係る検討の進め方について

幹事会報告

合併協議会

- ・ 将来構想に関する調査研究報告書について
- ・ 新市建設計画の策定指針について
- ・ 新市建設計画の策定に係る検討の進め方について

平成15年4月

第三回企画部会（拡大会議³）

- ・ 新市建設計画の基本方針等（将来構想）について

幹事会報告

合併協議会

- ・ 新市建設計画の基本方針等（将来構想）について



将来構想（新市まちづくりビジョン）

新市建設計画の中間報告として位置付け。



民意反映〔公表、意見メール、住民説明会、住民意向調査等〕

手法及び時期について検討。

³ 専門部会規程第5条第3項に基づく関係職員の出席を求める予定。

平成15年5月

第四回企画部会（拡大会議）

- ・ 事業計画、土地利用計画、財政計画について

平成15年6月

第五回企画部会（拡大会議）

- ・ 新市建設計画〈企画部会報告案〉（たたき台）について

幹事会報告

第六回企画部会（拡大会議）

- ・ 新市建設計画〈企画部会報告案〉について

平成15年7月

幹事会報告

- ・ 新市建設計画〈企画部会報告〉について

未定

合併協議会

- ・ 新市建設計画について

民意反映、住民周知及び合意形成の方途を講じることに
ついて考慮。

提案第 1 号

第 4 回会議において協議する合併協定項目について

第 4 回会議において協議をお願いする合併協定項目について、提案します。

1 提案項目

協定項目第 6 号：町名・字名の取扱い

協定項目第 7 号：慣行の取扱い

協定項目第 8 号：事務組織及び機構の取扱い

協定項目第 9 号：条例・規則等の取扱い

2 参考資料

付属資料「行政制度等の調整方針調書」の総括 6 ～ 27 ページを参照してください。

平成 15 年 2 月 26 日提案

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会
会 長（甲府市長） 宮 島 雅 展

合併協定書に掲載する協定項目(案)と協議結果

分類	協定項目		協議状況		
		項目名	協議結果の概要	状況	
1 自治体の存立に係る基本的な協議事項					
A群 基本 項目	01	合併の方式	東八代郡中道町及び東八代郡芦川村を廃し、その区域を甲府市に編入するとともに、西八代郡上九一色村の大字古関及び大字梯の区域を甲府市に編入する編入合併とする。	第2回協議会 (H14.12.4)	
	02	合併の期日		今回協議	
	03	新市の名称		今回協議	
	04	新市の事務所の位置		今回協議	
	B群	05	財産の取扱い		
		06	町名・字名の取扱い		次回協議
		07	慣行の取扱い		次回協議
		08	事務組織及び機構の取扱い		次回協議
		09	条例・規則等の取扱い		次回協議
2 合併特例法に定める協議事項					
C群	10	地域審議会の取扱い		今回協議	
	11	議員の定数及び任期の取扱い			
	12	農業委員の定数及び任期の取扱い			
	13	地方税の取扱い			
	14	一般職の職員の身分の取扱い			
3 行政制度の一元化に係る協議事項					
D群	15	特別職の職員の身分の取扱い			
	16	一部事務組合等の取扱い			
	17	公共的団体等の取扱い			
E群	18	消防団の取扱い			
	19	使用料・手数料等の取扱い			
	20	補助金・交付金等の取扱い			
F群	21	国民健康保険制度の取扱い			
	22	介護保険制度の取扱い			
	23	電算システムの取扱い			
G群	24	各種事務事業の取扱い			
	24-01	姉妹都市			
	24-02	広報広聴関係事業			

分類	協定項目		協議状況		
		項目名	協議結果の概要	状況	
	24-03	納税関係事務			
	24-04	地域振興施策事業			
	24-05	消防防災関係事業			
	24-06	交通関係事業			
	24-07	窓口業務			
	24-08	女性政策事業			
	H群	24-09	保健衛生事業		
		24-10	生活保護事業		
		24-11	高齢者福祉事業		
		24-12	障害者福祉事業		
		24-13	児童福祉事業		
		24-14	社会福祉協議会		
		24-15	その他の福祉事業		
	I群	24-16	環境関係事業		
		24-17	商工観光関係事業		
		24-18	勤労者関係事業		
		24-19	農林業関係事業		
		24-20	建設関係事業		
		24-21	都市計画関係事業		
		24-22	若者定住促進対策事業		
	J群	24-23	水道事業		
		24-24	下水道事業		
		24-25	学校教育事業		
		24-26	生涯学習事業		
		24-27	文化振興事業		
		24-28	スポーツ振興事業		
		24-29	その他事業		
	4 新市建設計画に係る協議事項				
	K群	25	新市建設計画		
25-01		建設計画			
25-02		財政計画			

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会の委員名簿

平成15年2月3日現在

職名	委員区分	選出自治体	氏名	区分	備考
会長		甲府市	宮島雅展	市長	
副会長	規約第8条第1号委員 (首長)	中道町	吉田英雄	町長	
		芦川村	梶原梅太郎	村長	
		上九一色村	小林實	村長	
委員	規約第8条第2号委員 (職員)	甲府市	森下憲樹	助役	
		中道町	長田保雄	収入役	
		芦川村	市川澄恵	収入役	
		上九一色村	志村良樹	収入役	
	規約第8条第3号委員 (議員)	甲府市	齊藤憲二	議長	
			上田英文	議員	
			内藤幸男	議員	
			堀内征治	議員	
			小野雄造	議員	
		中道町	田中良彦	議長	
			楠間隆保	副議長	
			中村好照	総務常任委員長	
		芦川村	宮川正夫	議長	
			野澤一男	副議長	
			藤本芳政	議員	
		上九一色村	土橋高志	議員	
			土橋吉次	議員	
			橘田秀富	議員	
		規約第8条第4号委員 (学識経験者)	甲府市	山中繁芳	地域分野
	駒井つる子			女性分野	
	丸茂紀彦			産業分野	
	山本良雄			産業分野	
	神戸義久			福祉分野	
	中道町		坂本初男	教育分野	
			小林義光	地域分野	
			田中治江	女性分野	
			梶太洋	産業分野	
			小澤恒春	産業分野	
			一瀬武	福祉分野	
	芦川村		米山光郎	教育分野	
			立澤強	地域分野	
			芦澤梅子	女性分野	
			飯高初男	産業分野	
宮川貞子			福祉分野		
宮川博人			教育分野		
上九一色村	霜村敬夫		教育分野		
	橘田久		地域分野		
	佐野学		地域分野		
	小澤勝子		女性分野		
	森川大典		産業分野		
	渡辺京子		福祉分野		
山梨県職員	菅家達平		教育分野		
	勝敏夫		峡中地域振興局長		
	長沼公彦		峡東地域振興局長		
			小池光夫	峡南地域振興局長	

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会の監査委員名簿

平成14年10月8日現在

監査委員	甲府市	小林英樹	代表監査委員
	中道町	池谷甲子男	監査委員

行政制度等の調整方針調書

分 野	大 項 目	中 項 目	ペ ー ジ	分 野	大 項 目	中 項 目	ペ ー ジ
総括	2 3	4 8		都市整備	1 8	3 8	
企画	1 5	2 2		上水道	2	1 1	
財務	1 0	5 4		下水道	2 7	3 3	
総務	3 1	5 0		教育	5 6	1 2 1	
地域振興	2 0	4 6		議会	7	7	
住民	1 4	5 7		選管	3	3	
福祉	6 5	1 5 2		監査	1	8	
環境	1 0	2 7		農委	1	1 2	
産業振興	6 3	7 7		1 8	3 7 3	7 9 9	
建設	7	3 3		内、総括に再掲	9	1 4	
				1 8	3 6 4	7 8 5	
				社協	5	3 9	

甲府市・中道町・芦川村・上九一色村合併協議会

----- 合併協定項目の協議原則と項目の設定基準 -----

1 合併協定項目の協議原則

合併協定項目は、4市町村の合併の是非を判断する具体的な協議材料として、住民生活に深く関わりのある項目を設定し、住民生活に及ぼす影響等を含め、次の事項を原則として協議するものとする。

一体性確保の原則：合併する際に住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

住民福祉向上の原則：住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則：負担公平の原則に立ち行政格差を生じないように努める。

財政運営健全の原則：合併後において健全な財政運営に努める。

行政改革推進の原則：行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

適正規模準拠の原則：自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

2 合併協定項目の設定基準

行政制度等の「重要度」と「緊急度」を観点として合併協定項目の原案を設定し、合併協議会において各項目の基本的な調整方針を協議することとし、詳細な調整事務については行政事務レベルで行うものとする。

(1) 行政制度等の分類基準

重要度	緊急度
A：住民の生活に大きな影響を及ぼす事項など、合併の是非に関わる事項	1：合併協議会で決定すべき事項
B：課題解決に新たな予算措置を伴う事項や、調整に困難が予想される事項	2：合併までに事務的に決定すべき事項
C：課題解決に新たな予算措置を伴うが、事務的な検討で調整が可能な事項	3：合併後に事務的に決定すべき事項
D：現行事業の見直しで課題解決や調整が可能な事項	
E：現行事業の見直しが必要ない事項	

(2) 合併協定項目の設定基準

重要度のA・Bは合併協定項目とし、C・D・Eは事務レベル調整項目とする。

緊急度の1は合併協定項目とし、2・3は事務レベル調整項目とする。

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名		合併の目標期日		参 考 事 項	
合併の手順					
項 目	想定期間	想定期日	内 容		
任意合併協議会の設置	4ヶ月	H 14. 5.31	法定協議会を設置する準備機関		
法定合併協議会の設置	12～15ヶ月	H 14.10. 8	関係市町村の議会の議決を経て、知事に届出る。（地方自治法第252条の2、合併特例法第3条） 協議する主な事項 合併の方式・期日、財産の取扱い、議員の定数及び任期、地方税の取扱い、各種事務事業の取扱い 市町村建設計画 住民への周知		
合併協定書の調印	準備期間 約12ヶ月	H 15.	関係市町村長が合併協定書に調印する。 調印後は、合併の準備期間 事務事業の調整、電算システムの調整、条例・規則の改正、住民相談、事務所移転等		
合併の議決			合併協定書の内容による合併について、関係市町村の議会の議決を得る。（地方自治法第7条第4・5項）		
知事への申請			関係市町村は、知事に合併を申請する。		
県議会の議決と知事の決定			知事は、県議会の議決を経て、合併の決定をする。（地方自治法第7条第1項） 市の廃置分合の場合は、知事はあらかじめ総務大臣に協議しその同意を得る。（地方自治法第7条第1項）		
総務大臣への届出と告示			知事は、合併の決定を総務大臣に届出る。（地方自治法第7条第1項） 総務大臣は、知事の届出を受理したときは、直ちに告示する。（地方自治法第7条第6項）		
合併の施行		H 16.	市町村の廃置分合は、総務大臣の告示により効力を生ずる。（地方自治法第7条第7項）		

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	合併の目標期日				
参 考 事 項					
合併の調印から合併日までの事例					
新市町村名	関係市町村名	形態	合併日	調印日	準備期間
つくば市	つくば市、荃崎町	編入	14.11.01	13.11.12	12ヶ月
東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	新設	15.04.01	13.05.30	22ヶ月
あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	新設	15.04.01	13.11.22	16ヶ月
静岡市	静岡市、清水市	新設	15.04.01	14.04.02	12ヶ月
呉市	呉市、下蒲刈町	編入	15.04.01	14.08.08	8ヶ月
神流町	万場町、中里村	新設	15.04.01	14.09.11	7ヶ月
山県市	高富町、伊自良村、美山町	新設	15.04.01	14.09.24	7ヶ月
南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	新設	15.04.01	14.10.17	6ヶ月
周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	新設	15.04.21	14.08.27	8ヶ月
合併協定項目の設定	重要度：A・B・C・D・E	緊急度：1・2・3	協定書への記載：無・有		
調整方針案：					

条 例	規 則 ・ 要 綱 等	電 算 シ ス テ ム	予 算 措 置	担 当 課 名
条例改正等の有無 無・有（新設・廃止・改正）	規則改正等の有無 無・有（新設・廃止・改正）	システム変更等の有無 無・有	合併施行前に係る準備経費 無・有 合併施行後に係る特別経費 無・有	甲 府 市： 中 道 町： 芦 川 村： 上九一色村：

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	新市の名称		
甲府市の現況	中道町の現況	芦川村の現況	上九一色村の現況
市制施行日 明治22年7月1日	町制施行日 昭和30年3月31日	村制施行日 昭和16年8月1日	村制施行日 明治22年7月1日
<p>参考事項</p> <p>新設合併の場合は、新たに新市の名称を制定する。</p> <p>編入合併の場合は、編入する市の名称とする。（編入合併に伴い市の名称を変更する場合もある。）</p>			
合併協定項目の設定	重要度： <input type="checkbox"/> A・B・C・D・E	緊急度： <input type="checkbox"/> 1・2・3	協定書への記載：無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有
調整方針案：新市の名称は、甲府市とする。			

条 例	規 則 ・ 要 綱 等	電 算 シ ス テ ム	予 算 措 置	担 当 課 名
条例改正等の有無 無・有（新設・廃止・改正）	規則改正等の有無 無・有（新設・廃止・改正）	システム変更等の有無 無・有	合併施行前に係る準備経費 無・有 合併施行後に係る特別経費 無・有	甲府市： 中道町： 芦川村： 上九一色村：

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	新市の事務所の位置		
甲府市の現況	中道町の現況	芦川村の現況	上九一色村の現況
市役所の位置 甲府市丸の内一丁目18番1号	町役場の位置 中道町字下向山1523番地	村役場の位置 芦川村中芦川585番地	村役場の位置 上九一色村古関1158番地
<p>参考事項</p> <p>新設合併の場合は、新たに事務所の位置を制定する。</p> <p>編入合併の場合は、編入する市の事務所の位置とする。</p>			
合併協定項目の設定	重要度： <input type="checkbox"/> A・B・C・D・E	緊急度： <input type="checkbox"/> 1・2・3	協定書への記載：無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有
調整方針案：新市の事務所の位置は、甲府市丸の内一丁目18番1号とする。			

条 例	規 則 ・ 要 綱 等	電 算 シ ス テ ム	予 算 措 置	担 当 課 名
甲府市役所の位置を定める条例			合併施行前に係る準備経費 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有	甲 府 市： 中 道 町： 芦 川 村： 上九一色村：
条例改正等の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 （新設・廃止・改正）	規則改正等の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 （新設・廃止・改正）	システム変更等の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有	合併施行後に係る特別経費 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有	

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	地域審議会
参 考 事 項	
<p>地域審議会の規定（合併特例法）</p> <p>第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p> <p>役割（例えば、次のようなものが考えられる。）</p> <p>長の諮問に対する審議</p> <p>市町村建設計画の変更、市町村建設計画の執行状況、当該区域を単位とする地域振興のための基金(合併特例債充当可)の運用、基本構想や各種計画の策定又は変更、当該区域においてのみ行われる事務事業、当該区域に特別に利害関係のある事務事業</p> <p>長に対する意見</p> <p>市町村建設計画の執行状況(随時的なもの)、公共施設の配置及び管理運営、福祉・環境・消防等の施策の実施状況、当該区域においてのみ行われる事務事業、当該区域に特別に利害関係のある事務事業</p>	
合併協定項目の設定	重要度： <input type="checkbox"/> A・B・C・D・E 緊急度： <input checked="" type="checkbox"/> 1・2・3 協定書への記載：無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有
調整方針案：市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の中道町、芦川村及び上九一色村(大字古関及び大字梯)の区域ごとに地域審議会を設置する。	

条 例	規 則 ・ 要 綱 等	電 算 シ ス テ ム	予 算 措 置	担 当 課 名
地域審議会の設置に関する協議			合併施行前に係る準備経費 <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有	甲 府 市： 中 道 町： 芦 川 村： 上九一色村：
条例改正等の有無 <input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 （ <input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 廃止・ <input type="checkbox"/> 改正）	規則改正等の有無 <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有 （ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 廃止・ <input type="checkbox"/> 改正）	システム変更等の有無 <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有	合併施行後に係る特別経費 <input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有	

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	町名・字名				
甲府市の現況	中道町の現況		芦川村の現況		
町名の名称	字名	小字名の名称	字名		
丸の内一丁目、二丁目、三丁目	右左口 カゲチ	上組、中組、下組、天神、城越 二階、上の原、立石、孫八原 雨堤、松窪、狐原、左口、出口 清水窪、上北窪、東原、宮沢 上数原、上山越、下山越 下数原、善藤前、西原、善藤郷 下北窪、習房、犬淵、窪田 下田保、中新田、門林、供養寺 後呂、郷戸、芝原、打越 山の神、前田保、七覚上 七覚下、岩窪、坊地、洞 戸座石、日陰山	上芦川		
中央一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目			見崎、東原、間名板窪、諏訪平 疱瘡山、中の入、水出、品澤 川向、松尾		
愛宕町			猪之原、天狗原、大西原 一里塚、大日向、澤妻、丸山 葎ヶ久保		
宝一丁目、二丁目			堂所、新倉、里道、宮之上 村中、東原、矢名目、向川 牧寄、入澤、一之倉		
寿町			家の向、上野原、新倉、里道 シダクラ、ツルキリ、負平向 柳澤、霧ノ木入、唐沢、深川 桃木入、北居村西割 北居村東割、天神原 南居村東割、南居村西割 中之島、釜戸、負平、神田川		
飯田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目			心経寺 シキョウジ	五味、猪、南田、新林、上の原 横畑、沢の神、西田、居村 清水、上の田、横手、東作 上別所、下別所、猪山	中芦川
朝日一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目					中畑
美咲一丁目、二丁目、 北新一丁目、二丁目					上向山
塩部一丁目、二丁目、三丁目、四丁目					上向山
緑が丘一丁目、二丁目					上向山
大和町					上向山
北口一丁目、二丁目、三丁目					上向山
武田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目					上向山
宮前町	上向山				
元紺屋町	上向山				
城東一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目	上向山				
若松町	上向山				
太田町	上向山				
湯田一丁目、二丁目	上向山				
			上九一色村の現況		
			字名		
			小字名の名称		
			梯		
			井野、本郷、割畑、松原、向村 井の向、穀沢、日影山、向山 大沢、平松、西平、松尾 サナギ沢、赤薙、大日向 井の沢、日向山		
			古関		
			新井、大川、飯田、上平、平川 荷附場、入野、栗原、向の原 川野、丸淵、本郷、炭新井 立沢、釈迦ヶ岳、寺ヶ川 上孫女、阿難坂、丸淵山、南沢 烏帽子石山、河野山、王岳 萩平、尾股山、日向山		

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	町名・字名				
甲府市の現況	中道町の現況		芦川村の現況		
町名の名称	字名	小字名の名称	上九一色村の現況		
南口町	下向山 シムコウヤマ	前田、深田、屋敷、三竹堂	字名		
幸町		大境、鳥居前、山田、宮の上	精進 シヨウジ		
伊勢一丁目、二丁目、三丁目、四丁目		熊久保、上の平、番屋、山王坂	甲斐道、居村、西の入、宿尻		
相生一丁目、二丁目、三丁目		東山、後呂、佐久、坊寺、松本	小坂、大窪、他手合、芹沢		
青沼一丁目、二丁目、三丁目		女沢、荒山、竹輪、大沢、清水	屋敷、山下峠、土地窪		
朝気一丁目、二丁目、三丁目		三枚畑、久保沢、三畑、前山	日向矢岳、反木山、苗積沢		
青葉町		土井平、菖蒲池、小平、新林	船附、笈の峠、青木ヶ原、		
住吉一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目		小平沢、小生坂、天神、金沢	見窪、瀬々波、土合、麦有		
住吉本町		植木原、東原、石塔、梨坂	海大和田、寿賀伊、大見山		
東光寺町		白井 シライ	宮の腰、鶯、近布、上河原	卯当川、川崎、大房、小用	
東光寺一丁目、二丁目、三丁目			村中、北反保、清水、土合	大和田、東和田、石花湖	
善光寺町			赤池、吉間、神明木、槁揚	本栖 モトス	
善光寺一丁目、二丁目、三丁目			大明神、元河原、油川端、深田	ゾウジバ、笈の峠、大久保	
酒折町			上曾根 カゾネ	風間、夕顔田、久根の内	大丸、長尾、城山、城下
酒折一丁目、二丁目、三丁目				宿の入、東畑、前田、西田	石タダラ、中山、北の山
砂田町				狭間、狐田、金山、会下田	下畑、高塚、川原坂、山道
天神町				北田、四反田、徳林、上外手	上野原、湖水、広川原
西田町				川除添、五厘田、中才、八屋敷	竜ヶ岳、割石、逢坂、片蓋山
屋形一丁目、二丁目、三丁目				沢の越、北河原、中河原	鹿頭、大室山、石塚、大杉
大手一丁目、二丁目、三丁目				木の下、平屋敷、北瀬戸、大町	下り山、細山
上積翠寺町	勝山、城越、平岡山、久保田			富士ヶ嶺 フジガネ	
下積翠寺町	天神山、山王、宮下、町田			なし。	
岩窪町	丸沼、札木、上瀬古、下外手				
	下瀬古、西沼、石原田、一丁目				
	朝日、姫宮				

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名		町名・字名																														
甲府市の現況		中道町の現況		芦川村の現況	上九一色村の現況																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">町名の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>古府中町</td></tr> <tr><td>塚原町</td></tr> <tr><td>小松町</td></tr> <tr><td>和田町</td></tr> <tr><td>高畑一丁目、二丁目、三丁目</td></tr> <tr><td>国母一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目、六丁目、七丁目、八丁目</td></tr> <tr><td>上小河原町</td></tr> <tr><td>上条新居町</td></tr> <tr><td>古上条町</td></tr> <tr><td>後屋町</td></tr> <tr><td>貢川一丁目、二丁目</td></tr> <tr><td>貢川本町</td></tr> <tr><td>富竹一丁目、二丁目、三丁目、四丁目</td></tr> <tr><td>徳行一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目</td></tr> <tr><td>上石田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目</td></tr> <tr><td>下石田二丁目</td></tr> <tr><td>下河原町</td></tr> <tr><td>富士見一丁目、二丁目</td></tr> <tr><td>千塚一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目</td></tr> <tr><td>音羽町</td></tr> <tr><td>山宮町</td></tr> </tbody> </table>		町名の名称		古府中町	塚原町	小松町	和田町	高畑一丁目、二丁目、三丁目	国母一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目、六丁目、七丁目、八丁目	上小河原町	上条新居町	古上条町	後屋町	貢川一丁目、二丁目	貢川本町	富竹一丁目、二丁目、三丁目、四丁目	徳行一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目	上石田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目	下石田二丁目	下河原町	富士見一丁目、二丁目	千塚一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目	音羽町	山宮町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>字名</th> <th>小字名の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下曾根 シヅネ</td> <td>居屋敷、横田、大正、塚田 山本、岩清水、地藏河原、堰向 一丁田、上御地、ズリ切 金ヶ前、天神淵、新田、堤合 松木田、花立、船附、広田 西河原、長門田、八王寺 白山尻、前河原、間門</td> </tr> </tbody> </table>		字名	小字名の名称	下曾根 シヅネ	居屋敷、横田、大正、塚田 山本、岩清水、地藏河原、堰向 一丁田、上御地、ズリ切 金ヶ前、天神淵、新田、堤合 松木田、花立、船附、広田 西河原、長門田、八王寺 白山尻、前河原、間門		
町名の名称																																
古府中町																																
塚原町																																
小松町																																
和田町																																
高畑一丁目、二丁目、三丁目																																
国母一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目、六丁目、七丁目、八丁目																																
上小河原町																																
上条新居町																																
古上条町																																
後屋町																																
貢川一丁目、二丁目																																
貢川本町																																
富竹一丁目、二丁目、三丁目、四丁目																																
徳行一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目																																
上石田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目																																
下石田二丁目																																
下河原町																																
富士見一丁目、二丁目																																
千塚一丁目、二丁目、三丁目、四丁目 五丁目																																
音羽町																																
山宮町																																
字名	小字名の名称																															
下曾根 シヅネ	居屋敷、横田、大正、塚田 山本、岩清水、地藏河原、堰向 一丁田、上御地、ズリ切 金ヶ前、天神淵、新田、堤合 松木田、花立、船附、広田 西河原、長門田、八王寺 白山尻、前河原、間門																															

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	町名・字名																																																												
甲府市の現況																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町名の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>羽黒町</td></tr> <tr><td>湯村一丁目、二丁目、三丁目</td></tr> <tr><td>新田町</td></tr> <tr><td>中村町</td></tr> <tr><td>金竹町</td></tr> <tr><td>長松寺町</td></tr> <tr><td>荒川一丁目、二丁目</td></tr> <tr><td>池田一丁目、二丁目、三丁目</td></tr> <tr><td>下飯田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目</td></tr> <tr><td>川田町</td></tr> <tr><td>桜井町</td></tr> <tr><td>和戸町</td></tr> <tr><td>横根町</td></tr> <tr><td>蓬沢町</td></tr> <tr><td>蓬沢一丁目</td></tr> <tr><td>西高橋町</td></tr> <tr><td>七沢町</td></tr> <tr><td>上阿原町</td></tr> <tr><td>向町</td></tr> <tr><td>国玉町</td></tr> <tr><td>里吉町</td></tr> <tr><td>里吉一丁目、二丁目、三丁目、四丁目</td></tr> <tr><td>小瀬町</td></tr> <tr><td>上今井町</td></tr> </tbody> </table>	町名の名称	羽黒町	湯村一丁目、二丁目、三丁目	新田町	中村町	金竹町	長松寺町	荒川一丁目、二丁目	池田一丁目、二丁目、三丁目	下飯田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目	川田町	桜井町	和戸町	横根町	蓬沢町	蓬沢一丁目	西高橋町	七沢町	上阿原町	向町	国玉町	里吉町	里吉一丁目、二丁目、三丁目、四丁目	小瀬町	上今井町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町名の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>下今井町</td></tr> <tr><td>下鍛冶屋町</td></tr> <tr><td>落合町</td></tr> <tr><td>西油川町</td></tr> <tr><td>中小河原町</td></tr> <tr><td>中小河原一丁目</td></tr> <tr><td>下小河原町</td></tr> <tr><td>上町</td></tr> <tr><td>増坪町</td></tr> <tr><td>小曲町</td></tr> <tr><td>中町</td></tr> <tr><td>東下条町</td></tr> <tr><td>大里町</td></tr> <tr><td>高室町</td></tr> <tr><td>宮原町</td></tr> <tr><td>堀之内町</td></tr> <tr><td>西下条町</td></tr> <tr><td>大津町</td></tr> <tr><td>上帯那町</td></tr> <tr><td>下帯那町</td></tr> <tr><td>平瀬町</td></tr> <tr><td>竹日向町</td></tr> <tr><td>高成町</td></tr> <tr><td>川窪町</td></tr> </tbody> </table>	町名の名称	下今井町	下鍛冶屋町	落合町	西油川町	中小河原町	中小河原一丁目	下小河原町	上町	増坪町	小曲町	中町	東下条町	大里町	高室町	宮原町	堀之内町	西下条町	大津町	上帯那町	下帯那町	平瀬町	竹日向町	高成町	川窪町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>町名の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>御岳町</td></tr> <tr><td>高町</td></tr> <tr><td>猪狩町</td></tr> <tr><td>草鹿沢町</td></tr> <tr><td>黒平町</td></tr> <tr><td>塔岩町</td></tr> </tbody> </table>	町名の名称	御岳町	高町	猪狩町	草鹿沢町	黒平町	塔岩町	
町名の名称																																																													
羽黒町																																																													
湯村一丁目、二丁目、三丁目																																																													
新田町																																																													
中村町																																																													
金竹町																																																													
長松寺町																																																													
荒川一丁目、二丁目																																																													
池田一丁目、二丁目、三丁目																																																													
下飯田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目																																																													
川田町																																																													
桜井町																																																													
和戸町																																																													
横根町																																																													
蓬沢町																																																													
蓬沢一丁目																																																													
西高橋町																																																													
七沢町																																																													
上阿原町																																																													
向町																																																													
国玉町																																																													
里吉町																																																													
里吉一丁目、二丁目、三丁目、四丁目																																																													
小瀬町																																																													
上今井町																																																													
町名の名称																																																													
下今井町																																																													
下鍛冶屋町																																																													
落合町																																																													
西油川町																																																													
中小河原町																																																													
中小河原一丁目																																																													
下小河原町																																																													
上町																																																													
増坪町																																																													
小曲町																																																													
中町																																																													
東下条町																																																													
大里町																																																													
高室町																																																													
宮原町																																																													
堀之内町																																																													
西下条町																																																													
大津町																																																													
上帯那町																																																													
下帯那町																																																													
平瀬町																																																													
竹日向町																																																													
高成町																																																													
川窪町																																																													
町名の名称																																																													
御岳町																																																													
高町																																																													
猪狩町																																																													
草鹿沢町																																																													
黒平町																																																													
塔岩町																																																													

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	町名・字名		
参 考 事 項			
町名・字名の名称変更案			
区 分	中 道 町	芦 川 村	上 九 一 色 村
1 案 大字の名称は現行のとおり	甲府市右左口 番地、甲府市心経寺 番地 甲府市中畑 番地、甲府市上向山 番地 甲府市下向山 番地、甲府市白井 番地 甲府市上曽根 番地、甲府市下曽根 番地	甲府市上芦川 番地 甲府市新井原 番地 甲府市中芦川 番地 甲府市鶯宿 番地	甲府市古関 番地 甲府市梯 番地
2 案 大字名を町名に改称	甲府市右左口町 番地、甲府市心経寺町 番地 甲府市中畑町 番地、甲府市上向山町 番地 甲府市下向山町 番地、甲府市白井町 番地 甲府市上曽根町 番地、甲府市下曽根町 番地	甲府市上芦川町 番地 甲府市新井原町 番地 甲府市中芦川町 番地 甲府市鶯宿町 番地	甲府市古関町 番地 甲府市梯町 番地
3 案 旧町村名を町名として大字を表記	甲府市中道町右左口 番地、甲府市中道町心経寺 番地 甲府市中道町中畑 番地、甲府市中道町上向山 番地 甲府市中道町下向山 番地、甲府市中道町白井 番地 甲府市中道町上曽根 番地、甲府市中道町下曽根 番地	甲府市芦川町上芦川 番地 甲府市芦川町新井原 番地 甲府市芦川町中芦川 番地 甲府市芦川町鶯宿 番地	甲府市上九一色町古関 番地 甲府市上九一色町梯 番地
4 案 旧町村名を大字に冠した町名	甲府市中道右左口町 番地、甲府市中道心経寺町 番地 甲府市中道中畑町 番地、甲府市中道上向山町 番地 甲府市中道下向山町 番地、甲府市中道白井町 番地 甲府市中道上曽根町 番地、甲府市中道下曽根町 番地	甲府市上芦川町 番地 甲府市芦川新井原町 番地 甲府市中芦川町 番地 甲府市芦川鶯宿町 番地	甲府市上九一色古関町 番地 甲府市上九一色梯町 番地
(注) 甲府市における過去の合併の場合には、「2案：大字を町名に改称」する方法を採用していた。			

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	町名・字名		参 考 事 項		
甲府市における過去の合併の場合 昭和12年8月1日	旧村名	大字名	改称町名		
	里垣村	東光寺	東光寺町		
		板垣	善光寺町		
		坂折	酒折町		
相川村		岩窪	岩窪町		
		古府中	古府中町		
		和田	和田町		
		小松	小松町		
		塚原	塚原町		
		下積翠寺	下積翠寺町		
		上積翠寺	上積翠寺町		
国母村		高畑	高畑町		
		下石田	下石田町		
		上小河原	上小河原町		
		上条新居	上条新居町		
		古上条	古上条町		
		後屋	後屋町		
貢川村		上石田	上石田町		
		富竹	富竹町		
		竜王下河原	下河原町		
		德行	德行町		
昭和17年4月1日	旧村名	大字名	改称町名		
	千塚村	塩部	塩部町		
		千塚	千塚町		
大宮村		山宮	山宮町		
		羽黒	羽黒町		
		湯村	湯村町		
昭和24年11月30日					
旧村名	大字名	改称町名			
池田村		荒川	荒川町		
		中村	中村町		
		金竹	金竹町		
		長松寺	長松寺町		
		金竹新田	新田町		
	下飯田	下飯田町			
住吉村	畔	住吉本町			
昭和29年10月17日	旧村名	大字名	改称町名		
	山城村		小瀬	小瀬町	
		上今井	上今井町		
		下鍛冶屋	下鍛冶屋町		
		落合	落合町		
		西油川	西油川町		
住吉村		中小河原	中小河原町		
		下小河原	下小河原町		
		上	上町		
		増坪	増坪町		
朝井村		小曲	小曲町		
		下今井	下今井町		
		中	中町		
		東下条	東下条町		
玉諸村		蓬沢	蓬沢町		
		西高橋	西高橋町		
		七沢	七沢町		
		上阿原	上阿原町		
		向	向町		
		国玉	国玉町		
		里吉	里吉町		
甲府市における過去の合併の場合 昭和12年8月1日	旧村名	大字名	改称町名		
	甲運村		川田	川田町	
		桜井	桜井町		
		和戸	和戸町		
		横根	横根町		
千代田村		上帯那	上帯那町		
		下帯那	下帯那町		
		平瀬	平瀬町		
能泉村		塔岩	塔岩町		
		竹日向	竹日向町		
		高成	高成町		
宮本村		川窪	川窪町		
		御岳	御岳町		
		高町	高町		
		猪狩	猪狩町		
大鎌田村		草鹿沢	草鹿沢町		
		黒平	黒平町		
		高室	高室町		
		大里	大里町		
		宮原	宮原町		
二川村		堀之内	堀之内町		
		西下条	西下条町		
		大津	大津町		

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	町名・字名	
参 考 事 項		
<p>町・字の区域又は名称変更の規定</p> <p>市町村合併の際に、町・字の区域の設定・変更・廃止又は名称を変更しようとするときは、市町村長が議会の議決を経てこれを定め、県知事に届出る。（地方自治法第 260 条）指定都市以外の市にあつては、その町又は字の名称中に「区」の文字を使用することはできない。</p> <p>市町村の廃置分合及び境界変更の際し、旧町村の字の区域及び名称をそのまま新市の字の区域及び名称とする場合には、本条の手続を要しない。</p> <p>「字」とは、市町村の区域内の一定の区域をいう。また「字」には、いわゆる「字」のみならず「大字」又は「小字」も含まれる。</p> <p>市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、これについては「字」と同様に考えてよい。ここでいう「町」とは、普通地方公共団体としての「町」ではなく、市町村の区域内の一定の区域としての「町」を意味する。</p> <p>町・字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースがある。合併後の区域内に同一町名が存在しないように注意し、大字名を町名、旧町村名を大字名に冠した町名、新たな町名などの名称を設定する。</p>		
名称変更のメリット・デメリット		
区 分	想定されるメリット（利点・長所）	想定されるデメリット（欠点・短所）
自治体名を残さない	住民に与える新市誕生の印象が強く、新市における一体感が早急に醸成される。	地域がどこなのか認識されるのに時間を要する。
自治体名を残す	新市の内外に旧自治体名が浸透している。また、現状に近く違和感がない。	旧自治体名が残れば、枠組みにこだわり、新たな連帯感が生まれにくい可能性がある。

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	町名・字名				
参 考 事 項					
<p>地番と住居表示の相違</p> <p>住所は通常、町名と土地の地番で表わしますが、住居表示は、住所をわかりやすく表わすために、対象となる地区にある建物のすべてに住居番号を付番し、この住居番号をもって住所を表わします。</p> <p>住居表示に関する法律第2条の規定による住居表示の原則では、市街地にある住所等を表示する際には、「街区方式」又は「道路方式」のいずれかの方法によるものとしており、甲府市の場合は、「街区方式」により市街地の住居表示を実施しております。</p> <p>住居表示による住所は、「町名」、「街区番号」、「住居番号」によって次のように表わします。</p>					
住居表示の未実施地区		住 居 表 示 の 実 施 地 区			
住所・地番・本籍の表示	住 所 の 表 示			地番・本籍の表示	
	町 名	街区番号	住居番号		
甲府市 大里町 1 2 3 番地	甲府市	丸の内一丁目	1 8 番	1 号	甲府市 丸の内一丁目 1 2 3 番地
甲府市 上町 1 2 3 4 番地	甲府市	太田町	1 0 番	1 号	甲府市 太田町 1 2 3 番地
合併協定項目の設定	重要度： <input type="checkbox"/> A・ <input type="checkbox"/> B・ <input type="checkbox"/> C・ <input type="checkbox"/> D・ <input type="checkbox"/> E	緊急度： <input checked="" type="checkbox"/> 1・ <input type="checkbox"/> 2・ <input type="checkbox"/> 3	協定書への記載：無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有		
調整方針案：					

条 例	規 則 ・ 要 綱 等	電 算 シ ス テ ム	予 算 措 置	担 当 課 名
条例改正等の有無 無・有（新設・廃止・改正）	規則改正等の有無 無・有（新設・廃止・改正）	システム変更等の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有	合併施行前に係る準備経費 <input checked="" type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 合併施行後に係る特別経費 無・ <input type="checkbox"/> 有	甲 府 市： 中 道 町： 芦 川 村： 上九一色村：

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	慣行		
甲府市の現況	中道町の現況	芦川村の現況	上九一色村の現況
<p>1 市章及び旗 市徽章・市旗のデザイン 割菱に亀甲</p> <p>制定：明治 39 年 10 月 13 日市会議決</p> <p>考案理由 割菱は即ち武田菱にして武田氏は甲府を居城とす故に甲府を代表するには武田菱を最も適当なりとす 亀甲は甲の字の形象文字の起る所以にして且つ市の長寿を意味す 亀甲の頭尾四肢を内に延ばして連絡すれば本の字となる玉編に「府は本也」とあり即ち府の意味を現す 旗地を白くせるは純潔を示したものにして即ち平和の志想を表白せるものなり 割菱を葡萄色とせるは国産葡萄の色に象るなり</p>	<p>1 町章及び旗 町徽章・町旗のデザイン 「中ミチ」を図案化</p> <p>制定：昭和 38 年 9 月 14 日(町内公募制)</p> <p>考案理由 「中ミチ」を図案化し、円形は町民の和と円満な町づくりを象徴している。</p>	<p>1 村章及び旗 村章・村旗のデザイン 芦川の「ア」を左右に、中に「川」</p> <p>制定：昭和 44 年 3 月 24 日</p> <p>考案理由 芦川の「ア」を左右に、中に「川」を配し図案化したもので、村民の「和・協力・団結」と村の発展を象徴している。</p>	<p>1 村章及び旗 村章・村旗のデザイン 「上九」の 2 字の組合せ</p> <p>制定：昭和 43 年 7 月 17 日</p> <p>考案理由 頭文字「上九」2 字の組合わせ図案化で、円と翼形とで村民の和合団結による村勢の飛躍発展を簡潔優美に力強く象徴している。</p>

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	慣行	甲 府 市 の 現 況	中 道 町 の 現 況	芦 川 村 の 現 況	上 九 一 色 村 の 現 況
<p>2 市民憲章 制定：昭和41年10月17日</p> <p>憲章の内容 美しい自然と古い歴史に恵まれて栄えてきた甲府市は、いまや、あらたな近代都市として、大きく発展しようとしています。</p> <p>わたくしたちは、この甲府の市民であることに誇りと責任を感じ、市民憲章のもとに力を合わせ、よりよい甲府市をつくることに努めます。</p> <p>1 まじめに働き、栄えるまちをつくりま す。</p> <p>1 きまりを守り、住みよいまちをつくり ます。</p> <p>1 たがいに助け合い、楽しいまちをつく ります。</p> <p>1 からだをきたえ、明るいまちをつくり ます。</p> <p>1 教養を高め、文化のまちをつくりま す。</p>	<p>2 町民憲章 制定：昭和60年3月31日</p> <p>憲章の内容 甲斐の文化の発祥の地として栄えてきた由来ある私たちの郷土です。</p> <p>古代遺跡の上に立って誇りをもち先人の遺風を受けつぎさらに未来への限りない発展をはかり平和な町をつくるためこの憲章を定めます。</p> <p>1 わたくしたちは、自然を愛し美しい環 境の町をつくりま す。</p> <p>1 わたくしたちは、働くことを尊び豊か な町をつくりま す。</p> <p>1 わたくしたちは、きまりを守りたすけ あい住みよい町をつくりま す。</p> <p>1 わたくしたちは、体を鍛え心を大切に し明るい町をつくりま す。</p> <p>1 わたくしたちは、伝統を重んじ教養を 深め文化の町をつくりま す。</p>	<p>2 村民憲章 制定：昭和61年11月3日</p> <p>憲章の内容 わたくしたちの芦川村は、古い歴史と緑と清流に恵まれ、人情こまやかな美しい郷土です。</p> <p>村民であることに、自覚と誇りをもち、限りない未来への発展を願い、この憲章を定めます。</p> <p>1 自然を愛し、美しい平和な村をつくり ま す。</p> <p>1 仕事にはげみ、豊かな住みよい村をつ くりま す。</p> <p>1 心身をきたえ、健康で明るい村をつく りま す。</p> <p>1 伝統を重んじ、文化のかおり高い村を つくりま す。</p> <p>1 互いに助け合い、心のかよう福祉の村 をつくりま す。</p>	<p>2 村民憲章 制定：昭和61年7月1日</p> <p>憲章の内容 わたくしたちの村は、自然と歴史に恵まれ、渓谷と湖と高原の里として栄えています。</p> <p>このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、村民の誓いを定めます。</p> <p>1 健康な、心とからだをきたえます。</p> <p>1 働いて、住みよい里をきずきま す。</p> <p>1 学びあい、文化のかおりをたかめま す。</p> <p>1 助けあい、いたわる心をひろめま す。</p> <p>1 水清らかに、ゆたかな緑をまもりま す。</p>		

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	慣行		
甲府市の現況	中道町の現況	芦川村の現況	上九一色村の現況
<p>3 市の歌・花・木・鳥</p> <p>市の歌：あり。 昭和41年10月17日制定</p> <p>市の花：ナデシコ 昭和37年1月16日指定</p> <p>市の木：カシ 昭和46年8月27日指定</p> <p>市の鳥：カワセミ 昭和59年8月21日指定</p> <p>市の獣：なし。</p>	<p>3 町の歌・花・木・鳥</p> <p>町の歌：なし。</p> <p>町の花：スモモ 昭和60年3月31日指定</p> <p>町の木：カエデ 指定日：不詳</p> <p>町の鳥：なし。</p> <p>町の獣：なし。</p>	<p>3 村の歌・花・木・鳥</p> <p>村の歌：なし。</p> <p>村の花：すずらん 昭和44年4月1日制定</p> <p>村の木：しらかんば 昭和44年4月1日制定</p> <p>村の鳥：なし。</p> <p>村の獣：なし。</p>	<p>3 村の歌・花・木・鳥</p> <p>村の歌：なし。</p> <p>村の花：フジアザミ 昭和58年3月8日制定</p> <p>村の木：ヒメコマツ 昭和58年3月8日制定</p> <p>村の鳥：コノハズク 昭和58年3月8日制定</p> <p>村の獣：ニホンリス 昭和58年3月8日制定</p>

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	慣行		
甲府市の現況	中道町の現況	芦川村の現況	上九一色村の現況
<p>4 都市宣言</p> <p>交通安全都市宣言 宣言日：昭和36年12月9日市議会 概要 甲府市議会は、全市民を一丸とした交通安全運動の展開を協力を推進して、甲府市を「交通安全都市」とすることを宣言する。</p> <p>無公害都市宣言 宣言日：昭和46年7月8日市議会 概要 甲府市議会は、市民の快適な生活と美しい自然を確保し、人間優先による市の繁栄を図るため、「無公害都市」を宣言する。</p> <p>核兵器廃絶平和都市宣言 宣言日：昭和57年7月2日甲府市 概要 甲府市は、非核三原則の完全実施を願い、すべての国の核兵器の全面廃絶と軍備縮小を求め、人類の永遠の平和を希求し、核兵器廃絶の世論を喚起するため、「核兵器廃絶平和都市」となることを宣言する。</p>	<p>4 都市宣言</p> <p>暴走族追放宣言 宣言日：昭和61年12月19日町議会 概要 中道町は、全町民とともに安全運転意識の高揚と暴走族の追放に取り組み、交通事故の絶滅を期する。</p> <p>シートベルト着用宣言 宣言日：昭和59年7月3日町議会 概要 中道町は、地域住民の交通安全の指導啓蒙に努め、交通事故の軽減・絶滅を目標に展開する。</p> <p>核兵器廃絶平和宣言 宣言日：昭和60年3月26日町議会 概要 中道町は、非核三原則の完全実施を願い、すべての国の核兵器の全面廃絶と軍備縮小を求め、国際社会の連帯と民主主義の原点に立ち、人類の平和を希求し、核兵器廃絶の世論を喚起するため、「核兵器廃絶平和町」となることを宣言する。</p>	<p>4 都市宣言</p> <p>交通事故絶滅及び暴走族追放宣言 宣言日：昭和57年7月2日村議会 概要 芦川村は、全村民とともに安全運転意識の高揚と暴走族の追放に取り組み、交通事故の絶滅を期する。</p> <p>シートベルト着用宣言 宣言日：昭和59年6月29日村議会 概要 シートベルトの着用による防護効果と予防効果を再認識し、安全で明るい村づくりのため、一人ひとりがシートベルトを着用することを宣言する。</p> <p>核兵器廃絶平和宣言 宣言日：昭和61年6月25日村議会 概要 芦川村は、非核三原則の完全実施を願い、すべての国の核兵器の全面廃絶と軍備縮小を求め、国際社会の連帯と民主主義の原点に立ち、人類の平和を希求し、核兵器廃絶の世論を喚起するため、「核兵器廃絶平和村」となることを宣言する。</p>	<p>4 都市宣言</p> <p>交通事故絶滅並びに暴走族追放宣言 宣言日：昭和57年9月29日村議会 概要 上九一色村は、全村民とともに安全運転意識の高揚と暴走族の追放に取り組み、交通事故の絶滅を期する。</p> <p>シートベルト着用宣言 宣言日：昭和59年6月22日村議会 概要 シートベルトの着用による防護効果と予防効果を再認識し、安全で明るい村づくりのため、一人ひとりがシートベルトを着用することを宣言する。</p> <p>核兵器廃絶平和宣言 宣言日：昭和61年3月12日 概要 上九一色村は、非核三原則の完全実施を願い、すべての国の核兵器の全面廃絶と軍備縮小を求め、国際社会の連帯と民主主義の原点に立ち、人類の平和を希求し、核兵器廃絶の世論を喚起するため、「核兵器廃絶平和村」となることを宣言する。</p>

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	慣行		
甲府市の現況	中道町の現況	芦川村の現況	上九一色村の現況
<p>緑化推進都市宣言 宣言日：昭和61年3月13日甲府市 概要 歴史と伝統に培われた「山の都・甲府」は、かいじ国体の開催を契機に、全市民的な創意・努力をもって緑化の推進及び樹木の保存を積極的に図り「緑と花と太陽のあふれる街づくり」建設を行い、われわれの遺産として後世に継承することを宣言する。</p> <p>ゆとり創造宣言 宣言日：平成2年7月6日市議会 概要 甲府市議会は、労働と休暇のバランスがとれ、日日団らんのある暮らしが出来るよう、労働時間短縮、生活環境の整備等、条件整備の推進に全力をつくし、ゆとりある社会の実現を目指して「ゆとり創造宣言」を行う。</p>			

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	慣行		
甲府市の現況	中道町の現況	芦川村の現況	上九一色村の現況
<p>ボランティア宣言 宣言日：平成6年12月9日甲府市 概要 市民の尊い善意と豊かな感性のもとに、「人と人とのふれあい」を大切に、お互いに「奉仕する互助の精神」による自発的な市民参加によって、活力のある健やかな生きがいに満ちた福祉社会の実現を目指し、決意をこめて「ボランティア都市・甲府」を宣言する。</p> <p>生涯学習都市宣言 宣言日：平成10年6月12日甲府市 概要 栄えある伝統と歴史・文化を、新しい時代を拓くたくましい知恵を、私たちは生涯をかけて、共に学び、共に深め合い、「山の都・甲府」に生きる喜びを覚えつつ、自らの人生を豊かにしていきましょう。思いを新たに「生涯学習都市・甲府」を宣言する。</p>			

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	慣行		
甲府市の現況	中道町の現況	芦川村の現況	上九一色村の現況
<p>5 ロゴタイプ・シンボルマーク等 デザイン</p> <p>制定日：昭和62年2月4日</p> <p>利用状況 各種印刷物、看板、博覧会グッズ テレホンカード、ステッカー</p> <p>応募方法：公募</p> <p>イメージ及び意味等 こうちゃん 甲府市の甲からとったもので、マスコット図案の亀の甲であり、市の徽章の意味にも通じ、幸と同音で市民に幸せを願うにふさわしい。 ふうちゃん 甲府市の府からとったもので、こうちゃんの妹のイメージにふさわしい。</p>	<p>5 ロゴタイプ・シンボルマーク等 デザイン</p> <p>制定日：平成2年4月</p> <p>利用状況 総合案内サイン、封筒、名刺、広報等</p> <p>応募方法：委託</p> <p>イメージ及び意味等 銚子塚古墳など風土記の丘を中心とする古墳群は美しく整備され、町の人々から親しまれ、町民の誇りとして大切にされています。文化遺産の古墳を核としデザイン化したもので、歴史的重みと未来に対するの構想を持つ「クロスポイントシティ中道」の理念です。</p>	<p>5 ロゴタイプ・シンボルマーク等 デザイン</p> <p>制定日：平成10年3月</p> <p>利用状況 各種看板、広報誌等印刷物</p> <p>応募方法：委託</p> <p>イメージ及び意味等 村の花すずらんを図案化 4つの花は、4つの集落を表現 円状の図案により村の発展と円満をイメージ</p>	<p>5 ロゴタイプ・シンボルマーク等 なし。</p>

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	慣行
参 考 事 項	
旧市町村の徽章及び旗、憲章、花・木・鳥などが、その地域において愛着の深いものである場合は、その地域のシンボルとして伝承することも考えられる。	
合併協定項目の設定	重要度：A・B・C・D・E 緊急度：1・2・3 協定書への記載：無・有
調整方針案：	

条 例	規 則 ・ 要 綱 等	電 算 シ ス テ ム	予 算 措 置	担 当 課 名
市徽章及び市旗制定の件 甲府市市民憲章 甲府市の歌			合併施行前に係る準備経費 無 ・ 有	甲 府 市： 中 道 町： 芦 川 村： 上九一色村：
条例改正等の有無 無 ・ 有 （新設・廃止・改正）	規則改正等の有無 無 ・ 有 （新設・廃止・改正）	システム変更等の有無 無 ・ 有	合併施行後に係る特別経費 無 ・ 有	

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名 **事務組織及び機構**（総務分野から抜粋再掲載）

甲府市の現況				中道町の現況			芦川村の現況			上九一色村の現況		
1 組織機構				1 組織機構			1 組織機構			1 組織機構		
部局名	部	課	係	課名	課	係	課名	課	係	課名	課	係
市長部局	12	67	175	町長部局	7	16	村長部局	5	17	村長部局	5	11
企画部	1	4	5	総務課	1	2	総務課	1	4	企画財政課	1	3
財務部	1	6	15	企画課	1	1	企画課	1	2	総務課	1	2
総務部	1	7	17	税務課	1	2	振興課	1	3	住民課	1	2
地域振興部	1	3	9	町民課	1	4	住民課	1	5	産業観光課	1	2
市民部	1	4	23	福祉保健課	1	2	環境観光課	1	3	地域整備課	1	2
福祉部	1	8	23	産業振興課	1	2						
環境部	1	5	12	建設課	1	2						
産業振興労政部	1	9	19	出納室		1						
建設部	1	5	16									
都市整備部	1	7	16									
下水道部	1	5	9									
会計室		1	2									
病院事務局	1	3	9									
議会事務局	1	2	3	議会事務局	1		議会事務局	1		議会事務局	1	
教育委員会	1	12	34	教育委員会	1	5	教育委員会	1	2	教育委員会	1	3
選挙管理事務局		1	2	選挙管理事務局	1		選挙管理事務局	1		選挙管理事務局	1	
監査委員事務局		1	2	監査委員事務局	1		監査委員事務局	1		監査委員事務局	1	
農業委員会事務局		1	2	農業委員会事務局	1		農業委員会事務局	1		農業委員会事務局	1	
水道局	2	10	34									
合計	16	94	252	合計	12	21	合計	10	19	合計	10	14

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名		事務組織及び機構（総務分野から抜粋再掲載）	
甲 府 市 の 現 況	中 道 町 の 現 況	芦 川 村 の 現 況	上 九 一 色 村 の 現 況
<p>2 出張所等 窓口サービスセンター：8ヶ所 連絡所：4ヶ所</p> <p>3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 公平委員会 固定資産評価審査委員会</p> <p>4 附属機関等 市政功労表彰者詮衡委員会 名誉市民詮衡委員会 国土利用計画審議会 総合計画審議会 特別土地保有税審議会 特別職報酬等審議会 個人情報保護審議会 情報公開審査会 行財政効率化推進委員会 地震災害警戒本部 防災会議 交通災害共済審査委員会</p>	<p>2 出張所等 なし。</p> <p>3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会</p> <p>4 附属機関等 特別土地保有税審議会 国民健康保険運営協議会 青少年総合対策審議会 土地利用審議会 都市計画審議会 公民館運営審議会 文化財審議会 水道運営協議会 公共下水道事業審議会 民生委員協議会 消防委員会 総合計画審議会</p>	<p>2 出張所等 なし。</p> <p>3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 固定資産評価審査委員会</p> <p>4 附属機関等 総合計画審議会 行政改革推進委員会 防災会議 特別職報酬等審査議会 特別保有税審議会 通学バス運営委員会 国民健康保険運営協議会 青少年育成推進委員会 中山間地域総合整備事業推進協議会 地籍調査推進委員会 社会教育委員会 公民館運営審議会</p>	<p>2 出張所等 なし。</p> <p>3 行政委員会 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員 農業委員会 公平委員会 固定資産評価審査委員会</p> <p>4 附属機関等 総合計画審議会 表彰審査委員会 表彰詮衡委員会 特別職報酬等審議会 法令審査委員会 補助事業審査委員会 特別土地保有税審議会 行政改革推進委員会 情報公開審査会 国民健康保険運営協議会 青少年総合対策審議会 学校給食センター運営委員会</p>

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名		事務組織及び機構（総務分野から抜粋再掲載）	
甲 府 市 の 現 況	中 道 町 の 現 況	芦 川 村 の 現 況	上 九 一 色 村 の 現 況
住居表示審議会 国民健康保険運営協議会 民生委員推薦会 介護保険市民運営協議会 介護認定審査会 環境審議会 廃棄物減量等推進審議会 中央卸売市場取引委員会 建築審査会 市営住宅入居者選考委員会 開発審査会 都市計画審議会 都市計画事業甲府駅周辺土地区画 整理審議会 寿宝地区土地区画整理審議会 緑化推進協議会 下水道使用料等審議会 市立学校適正配置審議会 公民館運営審議会 社会教育委員 藤村記念館運営協議会 文化財調査審議会 スポーツ振興審議会 市立図書館協議会 水道料金審議会	行政改革推進委員会 建設審議会 情報公開審査会 個人情報保護審査会 特別職報酬審議会 町営バス運営協議会 環境審議会 政治倫理審査会 通学バス運営委員会 心身障害児適正就学委員会 ふれあい健康の杜運営委員会 児童館運営委員会 保育所入所審議委員会 青少年総合対策本部	文化財審議会 小中学校給食運営委員会 吏員懲戒審査委員会 名誉村民選考委員会 給食委員会 体育指導委員 老人ホーム入所判定会 ゴミ処理研究協議会	社会教育委員会 文化財審議委員会 体育指導委員会 スポーツ振興審議会 消防委員会 農業振興会議 地籍調査推進協議会

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	事務組織及び機構（総務分野から抜粋再掲載）		
甲 府 市 の 現 況	中 道 町 の 現 況	芦 川 村 の 現 況	上 九 一 色 村 の 現 況
消防団員救じゅつ金審査委員会 水防協議会 交通安全対策会議 青少年問題協議会 災害救助対策協議会 中央卸売市場運営協議会 行政改革を考える市民委員会 公共事業再評価委員会 地域情報化委員会 女性問題懇話会 少年補導センター運営協議会 消費者問題懇話会 健康づくり推進協議会 保育研究会 ごみの共同処理運営委員会 環境センター環境委員会 勤労者女性問題懇話会 農業振興地域整備推進協議会 林業振興推進協議会 労働問題懇話会 市立甲府病院経営協議会 心身障害児適正就学指導委員会 文化振興基金運営委員会 史跡武田氏館跡整備活用委員会 新しい時代を担う人づくり基金運営委員会			

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	事務組織及び機構（総務分野から抜粋再掲載）		
甲府市の現況	中道町の現況	芦川村の現況	上九一色村の現況
水道水源保護対策協議会 甲府市の鳥保護委員会 勤労者福祉センター運営委員会 在宅介護支援センター運営協議会 甲府駅北口地区整備構想策定委員会 商工業振興協議会 高齢者保健福祉計画策定市民懇話会 し尿処理問題研究協議会 テクノポリス建設甲府市推進協議会 交通問題研究委員会 公害対策専門委員会			

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	事務組織及び機構（総務分野から抜粋再掲載）
参 考 事 項	
<p>整備方針</p> <p>新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要がある。</p> <p>編入合併の場合は、編入する市の組織や機構が、消滅する町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改革を行い、円滑に事務引継ができるよう措置が必要である。</p> <p>本庁組織</p> <p>地方自治法第 158 条第 7 項の規定に基づき、条例で部課を設定する。その際は、住民の福祉増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないようにする必要がある。</p> <p>支所・出張所</p> <p>地方自治法第 155 条第 2 項の規定に基づき、条例で支所・出張所を設置する。</p> <p>支所は、市町村の特定区域に限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務をつかさどる事務所</p> <p>出張所は、住民の便宜のために、市役所まで出向かなくてもすむ程度の簡単な事務を処理する事務所（市役所の窓口の延長という観念）</p> <p>新設合併・編入合併いずれの場合でも、旧町村役場を支所又は出張所とする例が多い。</p> <p>位置・名称・所管区域・業務内容・組織・人員などについて、事務の効率化と住民の利便性の均衡を図りながら十分検討することが必要である。</p>	
合併協定項目の設定	重要度： <input type="checkbox"/> A・ <input type="checkbox"/> B・ <input type="checkbox"/> C・ <input type="checkbox"/> D・ <input type="checkbox"/> E 緊急度： <input checked="" type="checkbox"/> 1・ <input type="checkbox"/> 2・ <input type="checkbox"/> 3 協定書への記載：無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有
調整方針案：	

条 例	規 則 ・ 要 綱 等	電 算 シ ス テ ム	予 算 措 置	担 当 課 名
甲府市事務分掌条例	甲府市事務分掌規則 甲府市事案決定規程		合併施行前に係る準備経費 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有	甲 府 市：事務効率課 中 道 町：総務課 芦 川 村：総務課 上九一色村：総務課
条例改正等の有無 無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有（新設・廃止・ <input checked="" type="checkbox"/> 改正）	規則改正等の有無 無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有（新設・廃止・ <input checked="" type="checkbox"/> 改正）	システム変更等の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有	合併施行後に係る特別経費 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有	

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名 条例・規則等																			
甲府市の現況					中道町の現況					芦川村の現況					上九一色村の現況				
条例・規則等の数（要綱は除く）					条例・規則等の数（要綱は除く）					条例・規則等の数（要綱は除く）					条例・規則等の数（要綱は除く）				
分類	条例	規則	規程		分類	条例	規則	規程		分類	条例	規則	規程		分類	条例	規則	規程	
第1類 総規	5	3	2		第1編 総規	3	4	0		第1編 総規	4	0	0		第1編 総規	5	3	2	
第2類 議会	7	5	5		第2編 議会	4	3	0		第2編 議会	5	3	0		第2編 議会	5	4	1	
第3類 委員会・委員	8	6	18		第3編 執行機関	23	16	15		第3編 執行機関	19	10	7		第3編 執行機関	16	18	13	
第4類 行政通則	8	15	14		第4編 人事	11	6	4		第4編 人事	11	7	3		第4編 人事	12	11	5	
第5類 人事	17	16	12		第5編 給与	10	10	0		第5編 給与	9	12	0		第5編 給与	11	11	0	
第6類 給与	13	16	0		第6編 財務	26	7	0		第6編 財務	26	4	0		第6編 財務	32	6	0	
第7類 財務	31	16	4		第7編 教育	10	14	6		第7編 教育	13	16	4		第7編 教育	17	27	13	
第8類 社会福祉	26	38	2		第8編 厚生	26	19	2		第8編 厚生	19	20	0		第8編 厚生	29	17	3	
第9類 市民生活	32	35	2		第9編 産業経済	11	4	3		第9編 産業経済	4	2	0		第9編 産業経済	15	7	3	
第10類 産業経済	13	16	0		第10編 建設	9	7	0		第10編 建設	2	3	0		第10編 建設	2	0	0	
第11類 建設	19	20	2		第11編 公営企業	3	1	1		第11編 消防	2	1	0		第11編 水道	6	0	0	
第12類 上下水道	11	8	50		第12編 消防	3	1	0							第12編 消防	3	1	0	
第13類 消防・防災	10	6	4		中学校組合	17	7	3											
第14類 教育	30	45	10																
合計	230	245	125		合計	156	99	34		合計	114	78	14		合計	153	105	40	

行政制度等の調整方針調書（総括関係事項の取扱い）

事務事業名	条例・規則等
参 考 事 項	
<p>合併に伴う条例・規則等の効力 新設合併の旧市町村、及び編入合併の編入される市町村においては、合併に伴って市町村の法人格が消滅するため、その条例・規則等は失効する。 編入合併の編入する市町村においては、市町村の法人格がそのまま存続するため、その条例・規則等は失効しない。</p> <p>条例・規則の制定 新設合併 事務一元化に伴う各種の事務事業の調整結果を踏まえ、根拠法令に基づき、条例・規則を制定する。</p> <p>編入合併 合併協議会によって定めた各種特例(税の不均一課税等)のうち、条例で定める必要があるものについて、条例の改正等を行う。 旧町村の施設を、新たに編入する市の施設として設置するため、条例の改正等を行う。</p>	
合併協定項目の設定	重要度： <input type="checkbox"/> A・B・C・D・E 緊急度： <input type="checkbox"/> 1・2・3 協定書への記載：無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有
調整方針案：	

条 例	規 則 ・ 要 綱 等	電 算 シ ス テ ム	予 算 措 置	担 当 課 名
条例改正等の有無 無・有（新設・廃止・改正）	規則改正等の有無 無・有（新設・廃止・改正）	システム変更等の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 無・有	合併施行前に係る準備経費 無・有 合併施行後に係る特別経費 無・有	甲 府 市： 中 道 町： 芦 川 村： 上九一色村：